

環境課からののお知らせ

● 4月の例

各ごみの収集日については「南国市の家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。市役所総合案内、各支所で配布しています。

第○・○曜日が、ご家庭のカレンダーでいつなのか分かりにくい場合は、右の表を参考にしてください。

日	月	火	水	木	金	土
					1 (第1・金)	2 (第1・土)
3	4 (第1・月)	5 (第1・火)	6 (第1・水)	7 (第1・木)	8 (第2・金)	9 (第2・土)
10	11 (第2・月)	12 (第2・火)	13 (第2・水)	14 (第2・木)	15 (第3・金)	16 (第3・土)
17	18 (第3・月)	19 (第3・火)	20 (第3・水)	21 (第3・木)	22 (第4・金)	23 (第4・土)
24	25 (第4・月)	26 (第4・火)	27 (第4・水)	28 (第4・木)	29	30

狂犬病は、一度発症すれば100%死に至ると言われており、世界中で年間5万人以上死亡している病気です。現在、狂犬病の発生がない国や地域は日本を含め6地域しかありません。愛犬には必ず狂犬病予防注射を実施しましょう。

狂犬病予防注射

市へのご登録に基づき、飼い主の方に予防注射の案内文書と問診票をお送りしています。ご希望の実施場所へ、問診票と注射料(1頭3千2百円。なるべくお釣りのないよう)をお願いいたします。日程表は広報3月号にも掲載しています。また、お近くの動物病院でも受けることができます。

なお、近い時期にフィラリアなどの他の注射を受けている場合は、一定期間経過後でないと狂犬病予防注射を受けられない場合がありますので、ご注意ください。

ごみ袋を値下げします

市民の皆さんの負担軽減のため、令和4年4月1日から家庭用可燃ごみ専用指定袋の価格を値下げします。

サイズ	小	中	大
改定後	150円	200円	300円

家庭用可燃ごみ専用指定袋(1組10枚)

生ごみ処理器具を購入される方へ

■補助金額／購入金額の2分の1(100円未満の端数は切り捨て)
■補助対象者／南国市内に住所を有する方

■補助対象基数／1世帯当たり種類ごと各1基
■申請に必要な物／①領収書(明細として購入者・商品名・購入金額・販売店・販売年月日がわかる書類) ②保証書(電気式のみ) ③印鑑 ④振込先口座

種類	補助上限額
好気性	3,000円
嫌気性	1,000円
電気式	30,000円

※令和4年4月1日以降に購入された方でポイント等での支払い分を除き、消費税を含む購入金額が補助金計算対象となります。

浄化槽を設置される方へ

新築への設置、リフォームなど既存の家屋への設置費用を補助します。

■補助金額

人槽区分	補助金限度額	
	新築	既存住宅
5人槽	255,000円	315,000円
6～7人槽	300,000円	360,000円
8～10人槽	387,000円	447,000円

■補助対象者／交付決定後に浄化槽設置工事を開始し、令和5年2月20日までに設置工事が確実に完了でき、市税の滞納などがない方
※補助金は予算の範囲内で交付します。

■補助対象地域／下水道事業計画区域および農業集落排水事業区域以外の市内全域

■受付開始／4月1日

■備考／既設しているものや、店舗など営業用の建物への設置、交付決定前に設置工事を開始した場合は、補助対象となりません。

住宅用太陽光発電システムを設置される方へ

■補助金額(1件当たり)
※市内業者とは、市内に本店を有する施工業者

契約先	1kw当たりの補助金額	補助金限度額
市内業者	55,000円	220,000円
市外業者	30,000円	120,000円

■補助対象者／
①4月1日以降に設置業者との契約をされる方
②自らが居住している市内の住宅(併用住宅を含む)、または市内に居住を予定し、新築住宅などに設置される方

③電力会社と電灯契約ならびに太陽光発電設備との系統連系および余剰電力受給に関する契約を締結される方
④交付決定後に設置工事を開始し、令和5年2月20日までに設置工事が確実に完了でき、市税の滞納などがない方
⑤設備の最大出力は10kw未満であること
※補助金は予算の範囲内で交付します。

■備考／既設しているものや、交付決定前に設置工事を開始した場合は、補助対象となりません。

4月から補助金申請の受付を開始します

■問い合わせ／環境課 ☎880-6557



◆令和4年度より保険証の有効期限が7月31日に変わります！

令和5年8月1日に保険証と70～74歳の方がお持ちの高齢受給者証が一体化されることに伴い、保険証の有効期限が3月31日から7月31日に変更となります。令和4年度の保険証は移行年度となるため、特例として有効期限が令和5年7月31日と長くなっています。(短期証に該当する被保険者を除きます)

今後、保険証の更新は7月末に変わります。次回の更新は令和5年7月末です。なお、お支払いや他の証などの保険証以外の国保に関することは従来通りです。令和4年度の国保の保険証を3月中旬以降に郵送しています。お手元に届いていない方は市民課国保係にお問い合わせください。

◆国保の資格に変更があったときは14日以内に届け出を！

就職して会社の健康保険ができたときや、離職等で国保に加入される場合は、必ず国保係に届け出をしてください。また、資格喪失後に国保の保険証で医療機関にかかった場合、市の負担分を返納していただくことがあります。

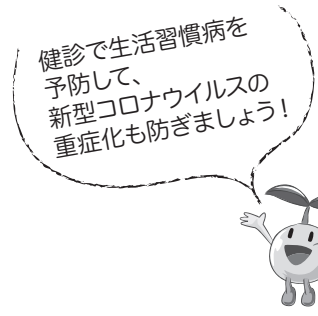
◆修学のため転出する場合も届け出を！

国保係への届け出が必要です。転出手続きの際には、保険証および在学を証明するものを持参の上、届け出をお願いします。届け出がないと、国保の保険証が使えなくなります。

◆特定健診のご案内 40歳から74歳までの国保加入者の方へ

特定健康診査(特定健診)の受診券(桃色)を4月下旬に発送します。保健福祉センターや地区の公民館等で開催する「集団健診」または医療機関で行う「個別健診」のどちらかで受診できますので、年に1回健診を受けて健康チェックをしましょう。

- 特定健診とは？
特定健診はメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の方や、その予備軍の方を早期に発見し、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とした健康診査です。
※生活習慣病は新型コロナウイルスの重症化リスクを高める基礎疾患の1つです。
- 対象者 40歳から74歳までの国保加入者(長期入院者・妊婦などは除きます)
- 健診料 無料(特定健診の検査項目に限る)
- その他
 - ・特定健診は事前申し込みが必要です。
 - ・受診券をなくされた方は国保係までご連絡ください。
 - ・令和4年4月2日以降に南国市の国保の資格を取得された方は、お手続きされた日の翌月中旬頃に受診券を送付します。
 - ・受診券を持っていても、南国市の国保の資格がなくなった方は受診券を利用できません。
 - ・国保で無料の特定健診を受診できるのは年度内に1回です。(誤って2回以上受診した場合は費用を請求させていただきます。)



■問い合わせ／市民課国保係 ☎880-6555

市民からのお便り (親子クイズ) シャモ番長は何となく愛くるしいキャラクターで大好きです。

市民からのお便り 「南国市防災メール」登録しようと思います。